

食安発0426第2号
平成24年4月26日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第345号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アミトロールについて、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質から削除するとともに、アミトロールの試験法を削除したこと。
- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アミトロール、エチクロゼート、オキシフルオルフェン、ジノテフラン、トルフェンピラド、ピメトロジン、ベンチアバリカルブイソプロピル及びミクロブタニルについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙1参照）。
- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品クラブラン酸及びプリフィニウムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙2参照）。
- (4) 法第11条第1項の規定に基づき、次亜塩素酸水の成分規格を改正したこと。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもの
のうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成2
4年10月26日から適用されるものであること。

農薬等	食品
エチクロゼート	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブ
オキシフルオルフェン	米、ライ麦、とうもろこし、そば、芽キャベツ、その他のあぶらな科野菜、ねぎ、にんにく、わけぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、えだまめ、マルメロ、びわ、もも、うめ、いちご、かき、キウイー、その他の果実、ぎんなん、カカオ豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、

	豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
クラブラン酸	牛の筋肉、豚の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分及び乳
ピメトロジン	さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、だいこん類の葉、かぶ類の葉、ケール、こまつな、きょうな、かぼちや、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、りんご、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、アーモンド、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
プリフィニウム	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び乳
ミクロブタニル	米、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、セロリ、しょうが、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、すもも、おうとう、その他のベリー類果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、豚の筋肉、その他の陸

	棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪
--	---

第3 運用上の注意

1 成分規格関係

- (1) 強酸性次亜塩素酸水及び弱酸性次亜塩素酸水にあつては塩化ナトリウム水溶液（99%以上の塩化ナトリウムを飲用適の水に溶解したもの）、微酸性次亜塩素酸水にあつては塩酸（規格基準中第2 添加物に定める規格に適合するもの）又は塩酸に塩化ナトリウム水溶液を加えた水溶液を用いること。
- (2) 弱酸性次亜塩素酸水で定義されている塩化ナトリウムの適切な濃度とは、具体的には0.2%以下の濃度であること。
- (3) 今般の改正は次亜塩素酸水の成分規格の変更であり、次亜塩素酸水の生成装置に関して認めたものではないため、生成装置については事業者の責任で管理すること。

2 残留基準関係

今回基準値を設定するエチクロゼートとは、エチクロゼート及び5-クロロ-3(1*H*)-インダゾール酢酸をエチクロゼートに換算したものの和をいうこと。

3 試験法通知関係

- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アミトロールについて、試験法を削除したことを踏まえ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号当職通知）の別添の一部を次項以降のとおり改正することとしたこと。

なお、改正後の試験法を実施するに際しては、試験法通知別添の第1章総則部分を参考とされたい。

- (2) 目次を別紙3のとおり改める。なお、改正部分を下線で示す。
- (3) 第3章個別試験法中「アミトラズ試験法（農産物）」に係わる部分の次に別紙4の「アミトロール試験法（農産物）」を加える。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくエチクロゼート、ジノテフラン、トルフェンピラド及びベンチアバリカルブイソプロピルに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、動物用医薬品クラブラン酸の試験法については、後日通知することとしていること。

別紙1
アミトロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○	不検出
小麦	○	不検出
大麦	○	不検出
ライ麦	○	不検出
とうもろこし	○	不検出
そば	○	不検出
その他の穀類 ²	○	不検出
大豆	○	不検出
小豆類 ³	○	不検出
えんどう	○	不検出
そら豆	○	不検出
らつかせい	○	不検出
その他の豆類 ⁴	○	不検出
ばれいしょ	○	不検出
さといも類(やつがしらを含む。)	○	不検出
かんしょ	○	不検出
やまいも(長いもをいう。)	○	不検出
こんにやくいも	○	不検出
その他のいも類 ⁵	○	不検出
てんさい	○	不検出
さとうきび	○	不検出
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○	不検出
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○	不検出
かぶ類の根	○	不検出
かぶ類の葉	○	不検出
西洋わさび	○	不検出
クレソン	○	不検出
はくさい	○	不検出
キャベツ	○	不検出
芽キャベツ	○	不検出
ケール	○	不検出
こまつな	○	不検出
きょうな	○	不検出
チンゲンサイ	○	不検出
カリフラワー	○	不検出
ブロッコリー	○	不検出
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○	不検出
ごぼう	○	不検出
サルシフィー	○	不検出

アミトロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーティチョーク	○	不検出
チコリ	○	不検出
エンダイブ	○	不検出
しゅんぎく	○	不検出
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○	不検出
その他のきく科野菜 ⁷	○	不検出
たまねぎ	○	不検出
ねぎ(リーキを含む。)	○	不検出
にんにく	○	不検出
にら	○	不検出
アスパラガス	○	不検出
わけぎ	○	不検出
その他のゆり科野菜 ⁸	○	不検出
にんじん	○	不検出
パースニップ	○	不検出
パセリ	○	不検出
セロリ	○	不検出
みつば	○	不検出
その他のせり科野菜 ⁹	○	不検出
トマト	○	不検出
ピーマン	○	不検出
なす	○	不検出
その他のなす科野菜 ¹⁰	○	不検出
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	不検出
かぼちや(スカッシュを含む。)	○	不検出
しろうり	○	不検出
すいか	○	不検出
メロン類果実	○	不検出
まくわうり	○	不検出
その他のうり科野菜 ¹¹	○	不検出
ほうれんそう	○	不検出
たけのこ	○	不検出
オクラ	○	不検出
しょうが	○	不検出
未成熟えんどう	○	不検出
未成熟いんげん	○	不検出
えだまめ	○	不検出
マッシュルーム	○	不検出
しいたけ	○	不検出

アミトロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきのこ類 ¹²	○	不検出
その他の野菜 ¹³	○	不検出
みかん	○	不検出
なつみかんの果実全体	○	不検出
レモン	○	不検出
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	不検出
グレープフルーツ	○	不検出
ライム	○	不検出
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	○	不検出
りんご	○ 0.05	不検出
日本なし	○ 0.05	不検出
西洋なし	○ 0.05	不検出
マルメロ	○ 0.05	不検出
びわ	○	不検出
もも	○	不検出
ネクタリン	○ 0.05	不検出
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.05	不検出
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.05	不検出
うめ	○ 0.05	不検出
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	不検出
いちご	○	不検出
ラズベリー	○	不検出
ブラックベリー	○	不検出
ブルーベリー	○	不検出
クランベリー	○	不検出
ハックルベリー	○	不検出
その他のベリー類果実 ¹⁵	○	不検出
ぶどう	○ 0.05	不検出
かき	○	不検出
バナナ	○	不検出
キウイ	○	不検出
パパイヤ	○	不検出
アボカド	○	不検出
パイナップル	○	不検出
グアバ	○	不検出
マンゴー	○	不検出
パッションフルーツ	○	不検出
なつめやし	○	不検出
その他の果実 ¹⁶	○	不検出

アミトロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ひまわりの種子	○	不検出
ごまの種子	○	不検出
べにばなの種子	○	不検出
綿実	○	不検出
なたね	○	不検出
その他のオイルシード ¹⁷	○	不検出
ぎんなん	○	不検出
くり	○	不検出
ペカン	○	不検出
アーモンド	○	不検出
くるみ	○	不検出
その他のナッツ類 ¹⁸	○	不検出
茶	○	不検出
コーヒー豆	○	不検出
カカオ豆	○	不検出
ホップ	○	不検出
小麦粉(全粒粉を除く。)	○	不検出

エチクロゼート(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類 ³	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ⁴	●	0.05
ばれいしよ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05

エチクロゼート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁵	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁶	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁷	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁸	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05

エチクロゼート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁹	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁰	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	5
メロン類果実	○ 5	5
まくわうり	●	5
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹²	●	0.05
その他の野菜 ¹³	●	0.05
みかん	○ 5	5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	○ 5	5
りんご	●	5
日本なし	●	5
西洋なし	●	5
マルメロ	●	5
びわ	●	5
もも	●	5

エチクロゼート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ネクタリン	●	5
あんず(アプリコットを含む。)	●	5
すもも(プルーンを含む。)	●	5
うめ	●	5
おうとう(チェリーを含む。)	●	5
いちご	●	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実 ¹⁵	●	5
ぶどう	●	5
かき	○ 5	5
バナナ	●	5
キウイ	●	5
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	5
その他の果実 ¹⁶	●	5
ひまわりの種子	●	5
ごまの種子	●	5
べにばなの種子	●	5
綿実	●	5
なたね	●	5
その他のオイルシード ¹⁷	●	5
ぎんなん	●	5
くり	●	5
ペカン	●	5
アーモンド	●	5
くるみ	●	5
その他のナッツ類 ¹⁸	●	5
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05

エチクロゼート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ¹⁹	○ 15	5
その他のハーブ ²⁰	●	0.05

オキシフルオルフェン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
西洋わさび	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.05	0.05
芽キャベツ	●	0.05
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁶	●	0.05
アーティチョーク	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁸	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁹	●	0.05
えだまめ	●	0.05
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	○ 0.05	0.05

オキシフルオルフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.05	0.05
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
いちご	●	0.05
ぶどう	○ 0.05	0.05
かき	●	0.03
バナナ	○ 0.05	0.03
キウイ	●	0.03
パパイヤ	○ 0.05	0.01
アボカド	○ 0.05	0.03
パイナップル	●	0.01
グアバ	○ 0.05	0.01
マンゴー	○ 0.05	0.01
パッションフルーツ	●	0.01
なつめやし	○ 0.05	0.05
その他の果実 ¹⁶	●	0.05
綿実	○ 0.05	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁸	○ 0.05	0.05
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
カカオ豆	●	0.05
その他のスパイス ¹⁹	●	0.05
その他のハーブ ²⁰	●	0.05
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²¹ の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	● 0.01	0.03
豚の脂肪	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.03
牛の肝臓	● 0.01	0.03
豚の肝臓	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.03
牛の腎臓	● 0.01	0.03
豚の腎臓	● 0.01	0.03

オキシフルオルフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.03
牛の食用部分 ²²	● 0.01	0.03
豚の食用部分	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.03
乳	● 0.01	0.03
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きん ²³ の筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.1
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.1
鶏の肝臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの肝臓	● 0.01	0.03
鶏の腎臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.03
鶏の食用部分	● 0.01	0.03
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.03
鶏の卵	● 0.03	0.05
その他の家きんの卵	● 0.03	0.05

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	2
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしよ	○ 0.2	0.2
かんしよ	○ 0.1	
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	3
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 2	1.4
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1	1.4
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きょうな	○ 10	3
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 10	5
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 25	5
その他のきく科野菜 ⁷	○ 5	5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 15	5
にら	○ 10	
アスパラガス	○ 0.5	
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 1	0.7
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁹	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 2	0.5
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 10	2
ほうれんそう	○ 15	15
オクラ	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 5	5
えだまめ	○ 2	2
その他の野菜 ¹³	○ 25	5
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	○ 5	1
レモン	○ 10	3

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	3
グレープフルーツ	○ 10	3
ライム	○ 10	3
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	○ 10	3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
びわ	○ 1	
もも	○ 3	3
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.5
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 15	10
かき	○ 2	2
キウイー	○ 0.5	
マンゴー	○ 1	1
その他の果実 ¹⁶	○ 0.7	0.7
綿実	○ 0.4	0.4
茶	○ 25	25
みかんの果皮	○ 10	10
その他のスパイス ¹⁹ (みかんの果皮を除く。)	○ 10	5
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ ²⁰	○ 25	5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.05	0.05
馬の筋肉	○ 0.05	0.05
山羊の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.05	0.05
馬の脂肪	○ 0.05	0.05
山羊の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
羊の肝臓	○ 0.05	0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
馬の肝臓	○ 0.05	0.05
山羊の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓	○ 0.05	0.05
馬の腎臓	○ 0.05	0.05
山羊の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ²²	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分	○ 0.05	0.05
馬の食用部分	○ 0.05	0.05
山羊の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05

トルフェンピラド(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしよ	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 1	1
かぶ類の葉	○ 25	25
はくさい	○ 2	0.5
キャベツ	○ 0.3	0.3
ブロッコリー	○ 1	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	10
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	5
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 10	
アスパラガス	○ 0.7	
セロリ	○ 3	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05

トルフェンピラド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.2	
未成熟えんどう	○ 2	2
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 3	3
レモン	○ 3	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	3
グレープフルーツ	○ 3	3
ライム	○ 3	3
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	○ 3	3
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	
いちご	○ 3	
茶	○ 20	20
その他のスパイス ¹⁹	○ 15	15

ピメトロジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類 ³	○ 0.02	0.02
えんどう	○ 0.02	0.02
そら豆	○ 0.02	0.02
その他の豆類 ⁴	○ 0.02	0.02
ばれいしよ	○ 0.1	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.02	0.1
かんしよ	● 0.02	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.02	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	● 0.02	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.4
クレソン	○ 0.6	0.6

ピメロジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.02	0.02
芽キャベツ	○ 0.02	0.02
ケール	● 0.3	0.4
こまつな	● 0.3	0.4
きょうな	● 0.3	0.4
チンゲンサイ	○ 0.02	0.02
カリフラワー	○ 0.02	0.02
ブロッコリー	○ 0.02	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 0.02	0.02
チコリ	○ 0.6	0.5
エンダイブ	○ 0.6	0.6
しゅんぎく	○ 0.6	0.6
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ⁷	○ 0.6	0.6
アスパラガス	○ 0.04	0.04
パセリ	○ 0.6	0.6
セロリ	○ 0.6	0.6
その他のせり科野菜 ⁹	○ 0.6	0.6
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 3	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.5	1
しろうり	● 0.5	1
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	● 0.5	1
ほうれんそう	○ 0.6	0.6
オクラ	● 0.7	2
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹³	○ 0.6	0.6
りんご	● 0.02	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	●	0.1

ピメロジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
びわ	●	0.1
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	● 0.05	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.05	1
すもも(プルーンを含む。)	● 0.05	1
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.05	1
いちご	○ 2	2
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁵	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁶	● 0.5	1
綿実	○ 0.3	0.2
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	●	0.02
その他のナッツ類 ¹⁸	●	0.02
ホップ	○ 15	6
その他のスパイス ¹⁹	●	1
その他のハーブ ²⁰	● 0.3	0.6
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01

ピメロジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分 ²²	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ²³ の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	0.05
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
アスパラガス	○ 0.3	
トマト	○ 2	2
なす	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5

ベンチアバリカルブイソプロピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.3	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 2	2

ミクロブタニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.03
小麦	○ 0.3	0.3
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	●	0.03
とうもろこし	●	0.03
そば	●	0.03
その他の穀類 ²	●	0.03
大豆	○ 0.3	0.05
小豆類 ³	●	0.03
えんどう	●	0.03
そら豆	●	0.03
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ⁴	●	0.03
ばれいしよ	●	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.03
かんしよ	●	0.03
やまいも(長いもをいう。)	●	0.03
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁵	●	0.03
てんさい	●	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.03
かぶ類の根	●	0.03
かぶ類の葉	●	0.03
西洋わさび	●	0.03
クレソン	●	0.03
はくさい	○ 1	1.0
キャベツ	●	0.03

ミクロブタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
芽キャベツ	●	0.03
ケール	●	0.03
こまつな	●	0.03
きょうな	●	0.03
チンゲンサイ	○ 1	1.0
カリフラワー	●	0.03
ブロッコリー	●	0.03
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 1	1.0
ごぼう	○ 1	1.0
サルシフィー	○ 1	1.0
アーティチョーク	○ 1	1.0
チコリ	○ 1	1.0
エンダイブ	○ 1	1.0
しゅんぎく	○ 1	1.0
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 9	0.03
その他のきく科野菜 ⁷	○ 1	1.0
たまねぎ	○ 1	1.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	1.0
にんにく	○ 1	1.0
にら	○ 1	1.0
アスパラガス	○ 1	1.0
わけぎ	○ 1	1.0
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 1	1.0
にんじん	○ 1	1.0
パースニップ	○ 1	1.0
パセリ	○ 9	0.03
セロリ	●	0.03
みつば	○ 1	1.0
その他のせり科野菜 ⁹	○ 1	1.0
トマト	○ 1	1.0
ピーマン	○ 1	1.0
なす	○ 1	1.0
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 1	1.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1.0
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 1	1.0
しろうり	○ 1	1.0
すいか	○ 1	1.0
メロン類果実	○ 1	1.0
まくわうり	○ 1	1.0

マイクロブタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 1	1.0
ほうれんそう	○ 1	1.0
たけのこ	○ 1	1.0
オクラ	○ 1	1.0
しょうが	●	0.03
未成熟えんどう	○ 1	1.0
未成熟いんげん	○ 1	1.0
えだまめ	○ 1	1.0
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹²	●	0.02
その他の野菜 ¹³	○ 1	1.0
みかん	●	3
なつみかんの果実全体	●	3
レモン	●	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	3
グレープフルーツ	●	3
ライム	●	3
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	●	3
りんご	● 0.5	5.0
日本なし	● 0.7	1.0
西洋なし	● 0.7	1.0
マルメロ	● 0.5	1.0
びわ	○ 1	1.0
もも	○ 1	1.0
ネクタリン	○ 2	1.0
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	1.0
すもも(プルーンを含む。)	● 0.2	1.0
うめ	○ 2	1.0
おうとう(チェリーを含む。)	● 2	4.0
いちご	○ 1	1.0
ラズベリー	○ 1	1.0
ブラックベリー	○ 1	1.0
ブルーベリー	○ 1	1.0
クランベリー	○ 1	1.0
ハックルベリー	○ 1	1.0
その他のベリー類果実 ¹⁵	● 0.5	1.0
ぶどう	○ 1	1.0
かき	○ 1	1.0

マイクロタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	○ 2	2.0
キウイ	○ 1	1.0
パパイヤ	○ 1	1.0
アボカド	○ 1	1.0
パイナップル	○ 1	1.0
グアバ	○ 1	1.0
マンゴー	○ 1	1.0
パッションフルーツ	○ 1	1.0
なつめやし	○ 1	1.0
その他の果実 ¹⁶	○ 1	1.0
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	● 0.02	0.04
なたね	●	0.05
その他のオイルシード ¹⁷	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	● 0.02	0.08
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 ¹⁸	●	0.05
茶	○ 20	20
ホップ	○ 10	2
その他のスパイス ¹⁹	●	3
その他のハーブ ²⁰	○ 1	1
牛の筋肉	○ 0.03	0.01
豚の筋肉	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²¹ の筋肉	● 0.03	0.05
牛の脂肪	● 0.02	0.05
豚の脂肪	● 0.02	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.05
牛の肝臓	○ 0.4	0.01
豚の肝臓	○ 0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.4
牛の腎臓	○ 0.07	0.01
豚の腎臓	● 0.07	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.07	0.09
牛の食用部分 ²²	○ 0.4	0.01

マイクロタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○ 0.4	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.09
乳	○ 0.09	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	● 0.01	0.02
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

脚注

1. ○：平成24年4月26日施行

●：平成24年10月26日施行

・残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

・今回基準値を設定するエチクロゼートとは、エチクロゼート及び5-クロロ-3(1*H*)-インダゾール酢酸をエチクロゼートに換算したものの和をいうこと。

2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

4. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

5. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

6. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
11. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
12. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
13. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
14. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
15. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
16. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
18. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
19. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
20. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
21. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
22. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

別紙2

クラブラン酸(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.05	0.06
豚の筋肉	● 0.05	0.1
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	● 0.1	0.2
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
豚の腎臓	● 0.1	0.4
牛の食用部分 ²	○ 0.1	0.01
豚の食用部分	● 0.05	0.2
乳	● 0.05	0.1

プリフィニウム(鎮痙剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.04	0.05
牛の脂肪	● 0.02	0.03
牛の肝臓	● 0.04	0.05
牛の腎臓	● 0.04	0.05
牛の食用部分 ²	● 0.04	0.05
乳	● 0.04	0.05

脚注

1. ○：平成24年4月26日施行

●：平成24年10月26日施行

・クラブラン酸については、表中にない食品は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

・プリフィニウムについては、表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

目次

第1章 総則

第2章 一斉試験法

- ・GC/MSによる農薬等の一斉試験法（農産物）
- ・LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅰ（農産物）
- ・LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（農産物）
- ・GC/MSによる農薬等の一斉試験法（畜水産物）
- ・LC/MSによる農薬等の一斉試験法（畜水産物）
- ・HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅰ（畜水産物）
- ・HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅱ（畜水産物）
- ・HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ（畜水産物）

第3章 個別試験法

- ・BHC、 γ -BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、エタルフルラリン、エトリジアゾール、エンドリン、キントゼン、クロルデン、ジコホール、テクナゼン、テトラジホン、テフルトリン、トリフルラリン、ハルフェンプロックス、フェンプロパトリン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル、ベンフルラリン並びにメトキシクロール試験法（農産物）
- ・2,4-D、2,4-DB及びクロプロップ試験法（農産物）
- ・2,2-DPA試験法（農産物）
- ・DCIP試験法
- ・DBEDC試験法（農産物）
- ・EPN、アニロホス、イサゾホス、イプロベンホス、エチオン、エディフェンホス、エトプロホス、エトリムホス、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、シアノホス、ジスルホトン、ジメチルビンホス、ジメトエート、スルプロホス、ダイアジノン、チオメトン、テトラクロルビンホス、テルブホス、トリアゾホス、トリブホス、トルクロホスメチル、パラチオン、パラチオンメチル、ピペロホス、ピラクロホス、ピラゾホス、ピリダフェンチオン、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェントロチオン、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、ブタミホス、プロチオホス、プロパホス、プロフェノホス、プロモホス、ベンスリド、ホキシム、ホサロン、ホスチアゼート、ホスファミドン、ホスメット、ホレート、マラチオン、メカルバム、メタクリホス、メチダチオン及びメビンホス試験法（農産物）
- ・EPTC試験法
- ・MCPA及びジカンバ試験法
- ・Sec-ブチルアミン試験法（農産物）
- ・アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、デルタメトリン及びト

ラロメトリン、ビフェントリン、ピレトリン、フェンバレレート、フルシトリネート、フルバリネート並びにペルメトリン試験法（農産物）

- ・アシベンゾラルSメチル試験法
- ・アジムスルフロン、ハロスルフロンメチル及びフラザスルフロン試験法
- ・アシュラム試験法（農産物）
- ・アセキノシル試験法
- ・アセタミプリド試験法（農産物）
- ・アセフェート、オメトエート及びメタミドホス試験法（農産物）
- ・アゾキシストロビン試験法（農産物）
- ・アゾキシストロビン、クミルロン及びシメコナゾール試験法（畜水産物）
- ・アニラジン試験法（農産物）
- ・アミトラズ試験法（農産物）
- ・**アミトロール試験法（農産物）**
- ・アラクロール、イソプロカルブ、クレソキシムメチル、ジエトフェンカルブ、テニルクロール、テブフェンピラド、パクロブトラゾール、ビテルタノール、ピリプロキシフェン、ピリミノバックメチル、フェナリモル、ブタクロール、フルトラニル、プレチラクロール、メトラクロール、メフェナセット、メプロニル及びレナシル試験法（農産物）
- ・アラニカルブ試験法（農産物）
- ・アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、ピリミカーブ、フェノブカルブ及びベンダイオカルブ試験法
- ・アルベンダゾール、オキシベンダゾール、チアベンダゾール、フルベンダゾール及びメベンダゾール試験法（畜水産物）
- ・アンプロリウム及びデコキネート試験法（畜水産物）
- ・イオドスルフロンメチル、エタメツルフロンメチル、エトキシスルフロン、シノスルフロン、スルホスルフロン、トリアスルフロン、ニコスルフロン、ピラゾスルフロンエチル、プリミスルフロンメチル、プロスルフロン及びリムスルフロン試験法（農産物）
- ・イソウロン、ジウロン、テブチウロン、トリフルムロン、フルオメツロン及びリニューロン試験法（農産物）
- ・イソフェンホス試験法
- ・イソメタミジウム試験法
- ・イナベンフィド試験法
- ・イプロジオン試験法
- ・イベルメクチン、エプリノメクチン、ドラメクチン及びモキシデクチン試験法（畜水産物）
- ・イマザモックスアンモニウム塩試験法
- ・イマザリル試験法
- ・イマズスルフロン及びベンスルフロンメチル試験法
- ・イミシアホス試験法（農産物）
- ・イミノクタジン試験法
- ・イミベンコナゾール試験法
- ・インダノファン試験法

- ・ウニコナゾールP試験法
- ・エスプロカルブ、クロルプロファミ、チオベンカルブ、ピリブチカルブ及びペンディメタリン試験法
- ・エチクロゼート試験法
- ・エチプロール試験法（農産物）
- ・エチプロール試験法（水産物）
- ・エテホン試験法（農産物）
- ・エトキサゾール試験法
- ・エトキシキン試験法
- ・エトフェンプロックス試験法
- ・エトベンザニド試験法
- ・エマメクチン安息香酸塩試験法
- ・エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルビフロキサシン、サラフロキサシン、ジフロキサシン、ダノフロキサシン、ナリジクス酸、ノルフロキサシン及びフルメキン試験法（畜水産物）
- ・オキサジクロメホン及びフェノキサニル試験法
- ・オキシテトラサイクリン試験法（農産物）
- ・オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン試験法
- ・オキスポコナゾールフマル酸塩試験法（農産物）
- ・オキシリニック酸試験法（農産物）
- ・オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール試験法
- ・オリサストロビン試験法（農産物）
- ・オルトフェニルフェノール及びジフェニル試験法（農産物）
- ・オルメトプリム、ジアベリジン、トリメトプリム及びピリメタミン試験法（畜水産物）
- ・カフェンストロール、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、シメトリン、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、フルジオキシニル、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール及びペンコナゾール試験法（農産物）
- ・カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム試験法（農産物）
- ・カルプロパミド試験法
- ・カルベンダジム、チオフアネート、チオフアネートメチル及びベノミル試験法（農産物）
- ・カルボスルファン、カルボフラン、フラチオカルブ及びベンフラカルブ試験法（農産物）
- ・カンタキサチン試験法
- ・キザロホップエチル試験法
- ・キノメチオネート試験法
- ・キャプタン、クロルベンジレート、クロロタロニル及びホルペット試験法
- ・キンクロラック試験法
- ・クミルロン試験法
- ・クリスタルバイオレット、ブリリアントグリーン及びメチレンブルー試験法（畜水産物）
- ・グリチルリチン酸試験法（畜水産物）
- ・グリホサート試験法

- ・グルホシネート試験法
- ・クレトジム試験法
- ・クロサンテル試験法
- ・クロジナホッププロパルギル試験法（農産物）
- ・クロチアニジン試験法（農産物）
- ・クロチアニジン試験法（畜産物）
- ・クロピラリド試験法（農産物）
- ・クロフェンテジン試験法
- ・クロリムロンエチル及びトリベヌロンメチル試験法
- ・クロルスルフロロン及びメトスルフロロンメチル試験法
- ・クロルフェナピル及びビフェノックス試験法（農産物）
- ・クロルフルアズロン、ジフルベンズロン、テブフェノジド、テフルベンズロン、フルフェノクスロン、ヘキサフルムロン及びルフェヌロン試験法
- ・クロルメコート試験法
- ・ゲンタマイシン試験法
- ・酸化フェンブタスズ試験法
- ・酸化プロピレン試験法（農産物）
- ・シアゾファミド試験法（農産物）
- ・シアナジン試験法
- ・ジアフェンチウロン試験法
- ・シアン化水素試験法（農産物）
- ・シエノピラフェン試験法（農産物）
- ・ジクラズリル及びナイカルバジン試験法
- ・シクロキシジム試験法
- ・ジクロシメット試験法
- ・シクロスルファムロン試験法
- ・ジクロフルアニド及びトリルフルアニド試験法（農産物）
- ・ジクロベニル試験法（農産物）
- ・ジクロメジン試験法
- ・ジクロルボス及びトリクロルホン試験法
- ・ジクワット、パラコート及びメピコートクロリド試験法（農産物）
- ・ジチアノン試験法（農産物）
- ・ジチオピル及びチアゾピル試験法（農産物）
- ・ジノカップ試験法（農産物）
- ・ジノテフラン試験法（農産物）
- ・ジノテフラン試験法（畜産物）
- ・シハロホップブチル及びジメテナミド試験法
- ・ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン試験法（農産物）
- ・ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン、スペクチノマイシン及びネオマイシン試験法

- ・ジフェンゾコート試験法
- ・ジフルフェニカン試験法
- ・シフルメトフェン試験法（農産物）
- ・シプロジニル試験法
- ・ジメチピン試験法
- ・ジメトモルフ試験法（農産物）
- ・ジメトモルフ試験法（畜水産物）
- ・シモキサニル試験法
- ・臭素試験法
- ・シラフルオフエン試験法
- ・シロマジン試験法（農産物）
- ・シロマジン試験法（畜産物）
- ・シンメチリン試験法
- ・スピノサド試験法
- ・スピラマイシン試験法
- ・スピロメシフェン試験法（農産物）
- ・スピロメシフェン試験法（畜水産物）
- ・スルファキノキサリン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシシ及びスルフイソゾール試験法（畜水産物）
- ・スルファジミジン試験法
- ・セトキシジム試験法
- ・セファゾリン、セファピリン、セファレキシン、セファロニウム、セフォペラゾン及びセフロキシム試験法（畜水産物）
- ・セフチオフル試験法
- ・ゼラノール試験法
- ・ダイムロン試験法
- ・ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート試験法（農産物）
- ・ターバシル試験法
- ・チアジニル試験法（農産物）
- ・チアベンダゾール及び5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン試験法
- ・チオジカルブ及びメソミル試験法（農産物）
- ・チルミコシン試験法
- ・ツラスロマイシン試験法（畜水産物）
- ・テクロフタラム試験法
- ・デスメディファム試験法
- ・テブラロキシジム試験法
- ・テレフタル酸銅試験法
- ・トリクラベンダゾール試験法

- ・トリクラミド試験法
- ・トリクロロ酢酸ナトリウム塩試験法（農産物）
- ・トリシクラゾール試験法
- ・トリネキサパックエチル試験法
- ・トリフルミゾール試験法
- ・トリブロムサラン及びビチオノール試験法（畜水産物）
- ・トルトラズリル試験法（畜水産物）
- ・トルフェンピラド試験法
- ・鉛試験法
- ・ニコチン試験法（農産物）
- ・ニテンピラム試験法
- ・ノバルロン試験法
- ・バミドチオン試験法
- ・バリダマイシン試験法（農産物）
- ・ビオレスメトリン試験法
- ・ピクロラム試験法
- ・ビスピリバックナトリウム塩試験法
- ・ヒ素試験法
- ・ビフェナゼート試験法（農産物）
- ・ビフェナゼート試験法（畜産物）
- ・ヒメキサゾール試験法（農産物）
- ・ピメトロジン試験法
- ・ピラクロストロビン試験法（農産物）
- ・ピラクロストロビン試験法（畜産物）
- ・ピラクロニル試験法（農産物）
- ・ピラゾキシフェン試験法
- ・ピラフルフェンエチル試験法
- ・ピリダベン試験法
- ・ピリダリル試験法（農産物）
- ・ピリチオバックナトリウム塩試験法（農産物）
- ・ピリデート試験法
- ・ピリフェノックス試験法
- ・ピリミジフェン試験法
- ・ピリメタニル試験法
- ・ピルリマイシン試験法
- ・ファモキサドン試験法
- ・フィプロニル試験法
- ・フェノキサプロップエチル試験法
- ・フェリムゾン試験法（水産物）
- ・フェンアミドン試験法（農産物）

- ・フェンアミドン試験法（畜産物）
- ・フェントラザミド試験法
- ・フェンピロキシメート試験法
- ・フェンヘキサミド試験法
- ・フェンチン試験法（農産物）
- ・ブチレート試験法
- ・プラジクアンテル試験法（畜水産物）
- ・フラメトピル試験法
- ・フルアジナム試験法
- ・フルアジホップ試験法
- ・フルオピコリド試験法（農産物）
- ・フルオルイミド試験法
- ・フルカルバズンナトリウム塩試験法（農産物）
- ・フルシラゾール試験法
- ・フルスルファミド試験法
- ・フルセトスルフロロン試験法（農産物）
- ・フルベンジアミド試験法（農産物）
- ・フルベンダゾール試験法
- ・フルミオキサジン試験法
- ・プロクロラズ試験法
- ・プロシミドン試験法
- ・フロニカミド試験法（農産物）
- ・フロニカミド試験法（畜産物）
- ・プロパモカルブ試験法
- ・プロヒドロジャスモン試験法
- ・プロヘキサジオンカルシウム塩試験法
- ・ヘキシチアゾクス試験法
- ・ペンシクロン試験法
- ・ベンジルペニシリン試験法
- ・ベンゾピシクロン試験法（農産物）
- ・ペンタゾン試験法
- ・ベンチアバリカルブイソプロピル試験法（農産物）
- ・ペントキサゾン試験法
- ・ベンフレセート試験法
- ・ボスカリド試験法（農産物）
- ・ボスカリド試験法（畜産物）
- ・ホセチル試験法
- ・マレイン酸ヒドラジド試験法
- ・ミクロブタニル試験法
- ・メタアルデヒド試験法（農産物）

- メタベンズチアズロン試験法
- メタミトロン試験法（農産物）
- メチオカルブ試験法
- メトコナゾール試験法（農産物）
- メトプレン試験法（農産物）
- メトリブジン試験法
- メパニピリム試験法
- モリネート試験法
- ラクトパミン試験法
- リン化水素試験法（農産物）
- レバミゾール試験法

(参考) 食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に規定する試験法

- ・ 2, 4, 5-T試験法
- ・ アゾシクロチン及びシヘキサチン試験法
- ・ アルドリン、エンドリン及びディルドリン試験法
- ・ カプタホール試験法
- ・ カルバドックス試験法
- ・ クマホス試験法
- ・ クレンブテロール試験法
- ・ クロラムフェニコール試験法
- ・ クロルプロマジン試験法
- ・ ジエチルスチルベストロール試験法
- ・ ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法
- ・ ダミノジッド試験法
- ・ デキサメタゾン試験法
- ・ トリアゾホス及びパラチオン試験法
- ・ α -トレンボロン及び β -トレンボロン試験法
- ・ 二臭化エチレン試験法
- ・ ニトロフラゾン試験法
- ・ ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドン試験法
- ・ プロファム試験法
- ・ マラカイトグリーン試験法

アミトロール試験法（農産物）

1. 分析対象化合物

アミトロール

2. 装置

蛍光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-FL）

液体クロマトグラフ・質量分析計（LC-MS）

3. 試薬、試液

次に示すもの以外は、総則の3に示すものを用いる。

酢酸緩衝液 0.05 mol/L酢酸800 mLに0.05 mol/L酢酸ナトリウム溶液を加えて1,000 mLとする。

弱酸性陽イオン交換樹脂 カラムクロマトグラフィー用に製造した弱酸性陽イオン交換樹脂を1 mol/L塩酸を用いて洗い、次いで2.8%アンモニア水を用いて洗う。さらに1 mol/L塩酸を用いて洗い、次いで水を用いて洗液が中性になるまで洗う。

リン酸緩衝液 0.05 mol/Lリン酸一ナトリウム溶液に10%リン酸を加えてpH 3.0に調整する。

アミトロール標準品 本品はアミトロール98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

1) 抽出

①穀類、豆類、種実類、果実、野菜、抹茶及びホップの場合

試料30.0 gにエタノール80 mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物に60 vol%エタノール40 mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、ろ液の容量を量る。この10 mLを採り、過酸化水素水1 mLを加える。これに還流冷却器を取り付けて75°Cの水浴中で30分間加熱した後、放冷する。

②抹茶以外の茶の場合

試料10.0 gを100°Cの水600 mLに浸し、室温で5分間放置した後、ろ過し、冷後ろ液12 mLを採り、過酸化水素1 mLを加える。これに還流冷却器を取り付けて75°Cの水浴中で30分間加熱した後、放冷する。

2) 精製

①強酸性陽イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィー

クロマトグラフ管（内径10 mm）に強酸性陽イオン交換樹脂（粒径0.063～0.156 mm）1 mL

を水に懸濁させて充てんし、カラムの上端に少量の水が残る程度まで水を流出させる。このカラムに水5 mLを注入し、流出液は捨てる。次いで1) で得られた溶液を注入した後、水10 mLを注入し、流出液は捨てる。次いで2.8%アンモニア水12 mLを注入し、溶出液に1-プロパノール30 mLを加え、45°C以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に水5 mLを加えて溶かす。

②弱酸性陽イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィー

クロマトグラフ管（内径10 mm）に、弱酸性陽イオン交換樹脂（粒径0.33～0.50 mm）5 mLを水に懸濁させて充てんし、カラムの上端に少量の水が残る程度まで水を流出させる。このカラムに水10 mLを注入し、流出液は捨てる。次いで2) の①で得られた溶液を注入した後、水50 mLを注入し、流出液は捨てる。次いで2.8%アンモニア水35 mLを注入し、溶出液に1-プロパノール100 mLを加え、45°C以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物を酢酸緩衝液に溶解し正確に2 mLとする。

3) 蛍光化

2) の②で得られた溶液1 mLに0.25 w/v%フルオレスカミン・アセトン溶液100 μ Lを加え、よく振り混ぜた後、1時間放置する。これに0.05 mol/Lホウ酸ナトリウム溶液0.5 mLを加えて混合し、これを試験溶液とする。

5. 検量線の作成

アミトロール標準品の0.02～2 mg/L溶液（酢酸緩衝液）を数点調製し、4. 試験溶液の調製の3) 蛍光化と同様に操作して得られたものについて、それぞれ10 μ LをHPLCに注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。

6. 定量

試験溶液10 μ LをHPLCに注入し、5の検量線でアミトロールの含量を求める。

7. 確認試験

LC-MSにより確認する。

8. 測定条件

(例)

HPLC

検出器：FL（励起波長380 nm、蛍光波長484 nm）

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル 内径4.6 mm、長さ150 mm、粒子径5 μ m

カラム温度：40°C

移動相：アセトニトリル及びリン酸緩衝液（3：7）混液

保持時間の目安：15分

9. 定量限界

0.025 mg/kg (茶の場合は0.1 mg/kg)

10. 留意事項

1) 試験法の概要

アミトロールを試料からエタノール及び60 vol%エタノールで抽出し、過酸化水素を加え、加熱還流後、強酸性陽イオン交換樹脂及び弱酸性陽イオン交換樹脂で精製する。次いでフルオレスカミンで蛍光誘導体化した後、HPLC-FLで定量し、LC-MSで確認する方法である。

2) 注意点

- ①強酸性陽イオン交換樹脂及び弱酸性陽イオン交換樹脂は、樹脂により溶出量が変化するので、標準品を用いて事前に溶出量を確認する。
- ②蛍光誘導体化の至適pHは4.1~4.4である。
- ③試験溶液中の蛍光誘導体は徐々に分解するため、速やかに測定する。

11. 参考文献

なし

12. 類型

A